

概要版

# 第2次 刈田町男女共同参画行動計画 《後期》

わたしとあなたの生き方を  
認め合い、支え合い、未来につながるまち かんた

平成30年7月

# 計画の概要

- ① この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、また苅田町男女共同参画条例に基づく男女共同参画に係る基本的な計画として、基本法及び条例の基本理念、責務等を踏まえて策定しています。
- ② この計画の「基本目標Ⅲ」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画、及び「基本目標Ⅳ」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画として策定しています。
- ③ この計画は、「第4次苅田町総合計画後期基本計画」における男女共同参画推進に関する分野別計画として、施策の推進にあたっては総合計画や他の関連計画との整合性を図っています。

この計画は、2013年度（平成25年度）から10年間の計画の後期計画で、計画の期間は2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの5年間とします。

計画の推進状況を適宜、把握・点検しながら、社会経済情勢の変化などにより見直しの必要が生じたときは、それらに応じて計画の見直しを行います。

|               |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2013年度        | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
| 平成25年度        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
| 前期計画期間        |        |        |        |        | 後期計画期間 |        |        |        |        |
| 推進状況を適宜、把握・点検 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |

# 計画の将来像

この計画では、個人が性別にとらわれずに自分自身が決めた人生を生き、それをお互いが尊重しながら、それぞれの夢や希望を実現できる苅田町をつくっていくために、将来像を以下のように定めました。

わたしとあなたの生き方を  
認め合い、支え合い、  
未来につながるまち かんだ

# 計画の体系

★は重点的取り組み

計画の  
将来像

基本目標

施策の方針

取り組みの方向

わたしとあなたの生き方を認め合い、支え合い、  
未来につながるまち かんだ

**I**  
男女が互いに  
尊重し合う  
意識づくり

1 男女共同参画に関する  
理解の浸透  
2 男女共同参画教育の  
推進

(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実 ★  
(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供  
(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進  
(2) 教育・保育へ携わる者への啓発の推進

**II**  
男女が対等に  
参画できる  
まちづくり

1 政策・方針決定過程への  
女性の参画拡大  
2 地域活動や様々な  
分野における  
男女共同参画の推進

(1) 審議会・委員会等への女性参画の推進 ★  
(2) 女性の人材育成  
(1) 地域活動における男女共同参画の促進  
(2) 安全・安心のまちづくりにおける  
男女共同参画推進 ★

**III**  
男女が健康で  
安心して暮らせる  
環境づくり  
荏田町DV 対策  
基本計画

1 DVの防止及び  
被害者の支援  
2 性に関する  
あらゆる暴力の根絶  
3 生涯にわたる  
心身の健康づくり

(1) DVの未然防止のための取り組みの推進 ★  
(2) DV相談体制の充実  
(3) DV被害者保護対策の充実  
(4) DV被害者の自立支援  
(1) 性暴力の防止と被害者の支援  
(2) セクシュアル・ハラスメントの防止と対策の充実  
(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての  
理解・知識の浸透  
(2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

**IV**  
男女が自立した  
共生の社会づくり  
荏田町女性活躍  
推進計画

1 ワーク・ライフ・  
バランスの推進  
2 労働の場における  
男女共同参画の推進  
3 様々な人々への  
自立支援

(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進 ● ★  
(2) 仕事と子育ての両立支援の充実 ●  
(3) 仕事と介護の両立支援の充実 ●  
(1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保 ●  
(2) 職場での様々なハラスメントの防止  
(3) 女性の就労・起業支援 ● ★  
(1) ひとり親家庭や在住外国人女性の生活・自立支援  
(2) 男女共同参画の視点に立った高齢者の生活・自立支援  
(3) 男女共同参画の視点に立った障がい者の生活・自立支援

計画推進のための取り組み

(1) 職員の男女共同参画に関する意識の向上  
(2) 荏田町特定事業主行動計画の推進 ●

(3) 計画の推進  
(4) 推進体制の充実

●…女性活躍推進法関係

## 基本目標Ⅰ

# 男女が互いに尊重し合う意識づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、その個性や能力を十分に発揮するためには、多様な個性や生き方が尊重されなければなりません。子どもたちが性別にとらわれずに自分の能力を信じる力を育み、男女平等の理解を深めることができるよう、教育を進めます。一人ひとりが互いを尊重しつつ、自らが希望する生き方を選択できるよう、町民、事業所、各種団体などに対しても、男女共同参画の意識づくりに取り組みます。

### 施策の方針1 男女共同参画に関する理解の浸透

(1) 男女共同参画に関する学習・啓発の充実

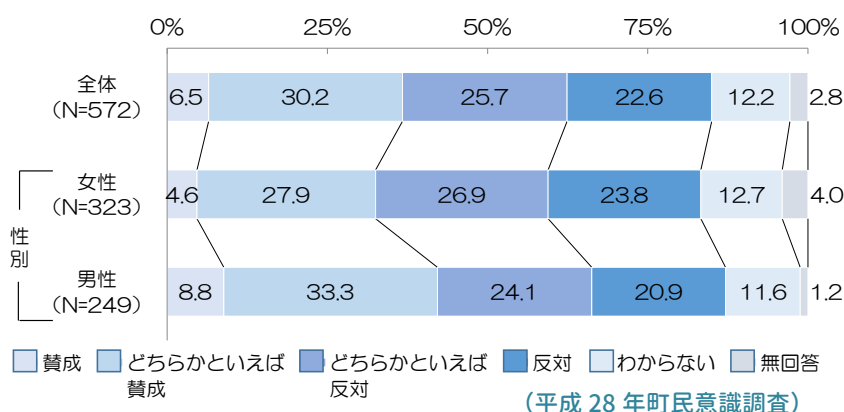
(2) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

### 施策の方針2 男女共同参画教育の推進

(1) 成長に応じた男女共同参画教育の推進

(2) 教育・保育に携わる者への啓発の推進

#### ■「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について



「男は仕事、女は家庭」に反対する町民の割合

現状値 → 今後の方向

48.3%



苅田町の目指す男女共同参画の姿

学校では

「男だから」「女だから」といった固定観念にとらわれずに、講座などで考える・情報を受ける機会があります。

一人ひとりの性と個性が尊重され、様々な活動の場で、人を思いやり協力しあう子どもが育っています。



## 基本目標Ⅱ

# 男女が対等に参画できるまちづくり

男女共同参画社会の実現には、多様な視点や発想を町政や地域活動に反映させることが大切です。男女が様々な活動に単に参加するだけでなく、政策や方針の立案や事業の計画などの意思決定の場に積極的に加わり、意見やアイデアを出し合うことが求められます。指導的立場に就く女性の育成など、男女が対等で主体的に参画できるまちづくりを推進します。防犯や防災など安心して安全に暮らせるまちづくりについても、意思決定の段階から男女が対等に参画していくことを進めます。

### 施策の方針1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 審議会・委員会等への女性参画の推進 (2) 女性の人材育成

### 施策の方針2 地域活動や様々な分野における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 安全・安心のまちづくりにおける男女共同参画推進

■ 苅田町の審議会等における女性委員の推移

|           | 平成<br>24年度 | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 委員総数(人)   | 308        | 361        | 375        | 353        | 351        | 361        |
| 内女性委員数(人) | 67         | 87         | 86         | 93         | 107        | 100        |
| 女性比率(%)   | 21.8       | 24.1       | 22.9       | 26.3       | 30.5       | 27.7       |

審議会等の委員にしめる  
女性委員の割合

現状値 → 今後の方向

27.7%



自主防災組織における  
女性の役員割合

現状値 → 今後の方向

14.7%



苅田町の目指す男女共同参画の姿

地域では

これまでの慣習やしきたりが見直され、  
男性も女性も地域の様々な活動の場で力を  
発揮し、活躍できるようになります。

地域の方針決定の場に男女が共に参画し、  
防犯や防災など地域で協力し合い、  
誰もが安心して暮らせるようになります。



## 基本目標Ⅲ

# 男女が健康で安心して暮らせる環境づくり

## ～荻田町DV対策基本計画～

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が安心して安全に暮らす権利が保障されることは男女共同参画社会の基本です。しかし、DV、セクハラ、性犯罪など、性に関する暴力や人権侵害が発生しており、その被害者の多くは女性です。これらの暴力や人権侵害についての知識と理解を深めるよう啓発を行い、未然の防止と被害者への相談・支援体制の充実を図ります。性差やライフステージに応じたきめ細やかな健康支援や、心とからだに関する理解を深める教育・啓発など、人権を尊重する観点から取り組みを行います。

### 施策の方針1 DVの防止及び被害者の支援

- (1) DVの未然防止のための取り組みの推進
- (2) DV相談体制の充実
- (3) DV被害者保護対策の充実
- (4) DV被害者の自立支援

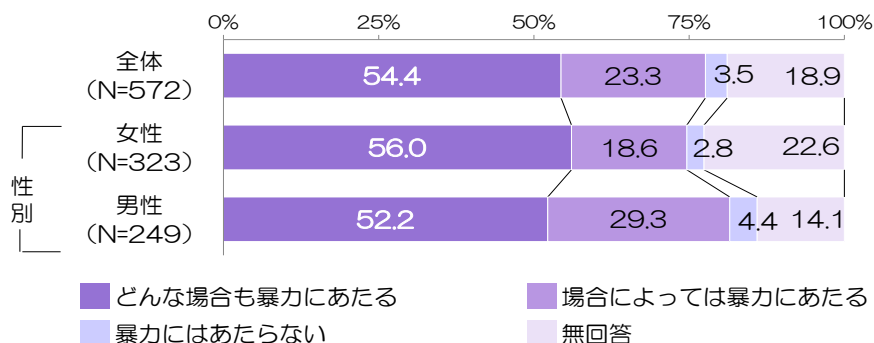
### 施策の方針2 性に関するあらゆる暴力の根絶

- (1) 性暴力の防止と被害者の支援
- (2) セクシュアル・ハラスメントの防止と対策の充実

### 施策の方針3 生涯にわたる心身の健康づくり

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての理解・知識の浸透
- (2) ライフステージに配慮した男女の健康支援

■「げんこつや体を傷つける可能性のあるもので、殴るふりをしておどす」を暴力と思うか



(平成28年町民意識調査)

「なぐるふりをしておどす」を暴力として認識する人の割合

現状値 → 今後の方向

54.4%



### 荻田町の目指す男女共同参画の姿

#### 家庭では

家族が対等なパートナーとして、お互いの人権を尊重し合い、安心して安全に暮らすことができます。

一人ひとりが自身の健康を管理し、また必要な支援を受けることで、身体的、精神的、社会的に健康に過ごすことができます。



## 基本目標Ⅳ

# 男女が自立した共生の社会づくり

## ～荻田町女性活躍推進計画～

男女共同参画社会の実現には、男女が共に経済的に自立できると同時に、家庭生活や地域活動、趣味や学習などと仕事とを両立できることが必要です。また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人など、より困難な立場に置かれやすい人々の生活と自立を支援することが大きな課題となっています。町民や、事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスや法令に関する啓発を行うとともに、子育てや介護と仕事との両立支援などを行います。様々な困難な立場に置かれた人々に対して必要な支援を男女共同参画の視点から行います。

### 施策の方針1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進
- (2) 仕事と子育ての両立支援の充実
- (3) 仕事と介護の両立支援の充実

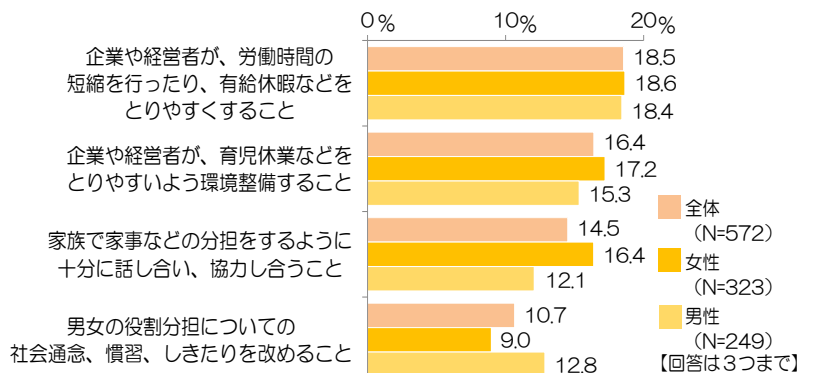
### 施策の方針2 労働の場における男女共同参画の推進

- (1) 職場での男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 職場での様々なハラスメントの防止
- (3) 女性の就労・起業支援

### 施策の方針3 様々な人々への自立支援

- (1) ひとり親家庭や在住外国人女性の生活・自立支援
- (2) 男女共同参画の視点に立った高齢者の生活・自立支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った障がい者の生活・自立支援

■男女がともに仕事と家庭、社会活動などに積極的に参画して  
いくために必要だと思うこと（上位4項目）



（平成28年町民意識調査）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、言葉も内容も知っている人の割合

現状値 → 今後の方向

17.4%

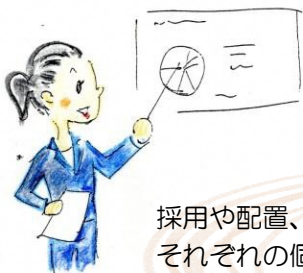


女性の就労・起業に関する  
講座の開催

年1回

荻田町の目指す男女共同参画の姿

職場では



男性も女性もともに、仕事と家庭生活や地域活動とのバランスのとれた働き方ができるようになります。

採用や配置、昇進、賃金などでの男女格差が解消され、それぞれの個性や能力を生かして働くことができるようになります。



# 苅田町男女共同参画推進条例 8つの基本理念

## 1. 人権の尊重

「男だから、女だから」ということで、活動の場を制限されることなく、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮できるようにしましょう。

## 2. 社会における制度または慣行についての配慮

男はこうあるべき、女はこうあるべきというこれまでのしきたりや慣習にとらわれず、一人ひとりがどのような生き方をするかを自ら選択できるように配慮しましょう。

## 3. 施策等の立案及び決定への共同参画

すべての人が社会の対等なパートナーとして、様々な分野における方針の立案や決定の場に共同で参画できるようにしましょう。

## 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人が互いに協力して子育てや介護をしながら、それぞれの職場活動や地域活動ができるようにしましょう。

## 5. 男女平等教育の推進

家庭、地域、学校、職場その他あらゆる場所で、人権や男女平等の意識が浸透し、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われるようにしましょう。

## 6. 男女の性についての理解と健康の確保

すべての人が男女の互いの性を理解しあうとともに、安全な妊娠・出産ができるようにし、生涯を通じて身体的にも社会的にも健康な生活を送ることができるようにしましょう。

## 7. 性による人権侵害の根絶

セクハラやDVなどの暴力や虐待、他の人を不快にさせる性的な言動を、その背景を認識し、根絶されるよう配慮しましょう。

## 8. 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会に共通する課題です。国際的な取り組みと歩調を合わせながら進めていきましょう。

女性のための電話相談

「かんだ女性ホットライン」

**093-436-4522**

月曜～木曜 午前8:30～午後5:15  
(祝日・年末年始を除く)

発行

苅田町 総務課

福岡県京都郡苅田町富久町 1-19-1

TEL 093-434-1958

FAX 093-436-3014